

I. チリにおけるストライキに関する制度の改正 執筆者: 平松剛実、吉川悟

1. はじめに

2014 年 12 月 29 日付で、チリ政府は、労働法の改正に関する法案を国会に提出しました。かかる法案には、団体交渉及び労働組合についての重要な改正内容が含まれておりますが、本稿では、そのうち、チリで事業を展開する日本企業にとって重要であると思われる、ストライキに関する制度の改正内容の概要を解説します。

なお、上記の労働法の改正に関する法案は、今年の9月頃までには国会で承認されることが見込まれております。また、かかる法案は、チリの官報で公布された日の1年後に施行されることが予定されております。

2. 現行のストライキに関する手続の概要

(1) 現行法の内容

チリの労働法(Chilean Labor Code)では、労働者は、団体交渉手続の期間中にストライキを行う権利が与えられております。労働者は、ストライキ中は、雇用者からの支払を受けることはできませんが、雇用者以外の者のために労働することができます。

チリの労働法上、団体交渉は法律によって非常に規制されており、会社と、その労働組合又は交渉のために組織された従業員 集団との間で行うこととされております(なお、全当事者が合意しない限り、複数の会社を当事者とする団体交渉は行われません。)。

団体交渉からストライキに至るまでの手続の概要は以下のとおりです。

① 団体交渉手続(通常は 45 日程度要します。)の終了までに、雇用者と従業員の間で労働協約の条件について合意ができなかった場合、又は、団体交渉手続の延長が合意できなかった場合、従業員は、雇用者からの最後の提案を受け入れるかス

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

トライキを行うかについて、投票を行う。

② 上記の投票の結果、団体交渉に関与した従業員の 50%超がストライキに賛成した場合、投票の 3 日後の第 1 シフトの開始時からストライキが開始される。

(2) 改正案の内容

上記(1)のストライキに関する手続についての主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 会社に労働組合が存在しない場合にのみ、(労働組合ではない)従業員集団が団体交渉を行うことが可能となります。
- ② 企業間労働組合及び臨時労働者の組合も団体交渉を行うことが可能となりますが、企業間労働組合の場合には雇用者が 当該組合に属する従業員を一定数雇用している場合にのみ団体交渉を行うことが可能となります。

3. 代替人員の確保の制限

(1) 現行法の内容

現行のチリの労働法上、下記の①乃至④の条件を全て満たせば、雇用者は、ストライキの開始日から、代替の労働者を雇用して、又は、ストライキを行っていない従業員に、ストライキ中の従業員の職務を行わせることが可能とされております。

- ① 雇用者から労働組合又は従業員集団に対する最後の提案(以下、「最終提案」といいます。)が労働組合の代表者及び管轄 の労働委員会に適時に届けられていること。
- ② 最終提案が、給与の増額条項を除けば、従前の労働協約と同一の便益を提供する内容であること。
- ③ 最終提案が、消費者物価指数に応じて便益を増減させる内容であること。
- ④ 雇用者が代替の労働者に対して、4UF(160 米ドル)のボーナスを支払うこと。

また、上記①乃至③の条件が満たされない場合でも、現行の労働法では、雇用者は、上記④のボーナスを支払う場合には、ストライキの開始の 15 日後から、代替の労働者を雇用して、又は、ストライキを行っていない従業員に、ストライキ中の労働者の職務を行わせることが可能です。

(2) 改正案の内容

他方、労働法の改正案では、雇用者は、代替の労働者を雇用して、又は、ストライキを行っていない従業員に、ストライキ中の従業員の職務を行わせることができなくなります。

4. ストライキ中の従業員の職場復帰の制限

(1) 現行法の内容

現行の労働法上、ストライキを行っている従業員は、以下の日以降は、個別に職場に復帰することが可能とされております。

| 上記 3.(1)の①乃至④の条件が全て満たされている場合 | ストライキの開始の 15 日後の日 |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 上記 3.(1)の②乃至④の条件のみが満たされている場合(すな | 最終提案の届出の 15 日後の日、又は、ストライキの開始の 30 |
| わち、最終提案の届出時期が適時でなかった場合) | 日後の日のいずれか早い日 |
| 上記 3.(1)の②乃至④の条件を満たす最終提案の届出が全く | ストライキの開始の30日後の日 |
| なかった場合 | |

(2) 改正案の内容

他方、労働法の改正案の下では、ストライキを行っている従業員は、個別に職場に復帰することができなくなると解されています。

5. ストライキを制約する規制

上記 3.及び 4.のとおり、チリの労働法の改正案では、雇用者による代替人員の確保や、ストライキ中の従業員の個別の職場復帰ができなくなるため、ストライキが雇用者の事業に与える影響は現行の労働法よりも大きくなることが予想されます。

この点、労働法の改正案では、従業員がストライキをすることができない会社に関する規定が新設されました。また、ストライキの期間中、会社の資産等に対する回復不能な損害、環境への重大な被害、医療関係機関の利用者の健康への被害の発生を防止するために必要となる人員(minimum services)を緊急チーム(emergency team)を通じて提供しなければならない旨の労働組合側の義務が新設されております。もっとも、当該人員については、原則として当事者間で合意し、合意がない場合には労働委員会が調査の上で決定することとされており、ストライキという状況の下で、このような手続がタイムリーに機能するかについては疑問が残ります。

※本稿は、Carey 法律事務所の Oscar Aitken 弁護士の協力を得て執筆したものです。



ひらまつたけ み西村あさひ法律事務所 カウンセル 弁護士平松 剛実t_hiramatsu@jurists.co.jp

1989 年弁護士登録。1997 年より 18 年間にわたり、外国法律事務所とのネットワークの担当者を務めてきたことで、 多数の外国弁護士との間での強固な個人的信頼関係を構築しており、それに基づく豊富な人脈を駆使して、国際案 件の処理を行っている。現在、西村あさひ法律事務所の中南米プラクティスチームおよびアフリカプラクティスチーム のメンバー。



ましかわ さとる 西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士 吉川 悟 <u>s_yoshikawa@jurists.co.jp</u>
2009 年弁護士登録。国内外の M&A、組織再編等の案件に取り組む。

Ⅱ. メキシコの電力事業規制の改革 執筆者:松平定之

メキシコでは、2013 年 12 月に、石油・ガス事業及び電力事業について民間企業の参入を厳格に規制してきた憲法規定が改正され、これに基づいて 2014 年 8 月に規制枠組みの変更及び民間参入を促進するための具体的な立法措置が講じられました(いわゆる Energy Reform)。

電力事業については、Energy Reform以前は、国営のCFE(Federal Electricity Commission)」が発電、送配電及び小売供給を垂直統合の形で事実上独占し、民間投資が厳格に規制されてきました。その結果、必要な新規投資が適切に行われず、地域・需要

¹ Energy Reform により、CFE に事実上の独占が認められる対象は、送配電事業及び後述の Basic Customer に対する小売供給に限定されます。もっとも、発電事業や後述の Qualifies Customer に対する小売供給についても、CFE が現状では非常に高い市場シェアを有しているため、今後は CFE の機能毎の法的分離等を通じた市場支配力の低下を含む組織改革が実践されるか否かが、改革の成果が得られるか否かに大きく影響すると考えられます。

家によっては電力小売価格が米国を上回り、かつ電力網整備も十分に行われないとの事態が生じていました。これが電力事業に 関する改革が行われた要因の1つです。

今回の電力事業に関する改革は、発電事業を中心に民間参入の余地を拡大するものであり、日本企業にとってもビジネスの機会を広げるものであることから、以下その概要を説明します。

1. Energy Reform 後の発電事業

(1) 発電事業の規制

Energy Reform 以前は、発電事業は原則として public service に属するものとして CFE の役割とされており、民間企業の参入は、CFE が行う入札案件への応募を通じたものなどに限られてきました。

今回の改革により、0.5MW以上の出力を有する発電所及び電力卸市場への供給対象となる発電所の建設、保有及び運転にはエネルギー規制委員会(CRE)²の許可が必要ですが、この許可を含む必要な許認可を取得することにより、民間事業者が自由に参入できることとなりました。また、0.5MW未満の小規模発電(太陽光発電など)で電力卸市場への供給の対象とならないものについては、CREの許可も不要であり、より自由な参入が可能です。

今後、民間参入した発電事業者は、発電された電力について、①卸電力市場で販売する、②CFEの小売供給部門に対し入札手 続きを経て締結されたPPA(電力受給契約)により販売する、③Qualified Supplier(Qualified Customer³への小売供給を行う事業 者)に対して相対で締結されるPPAにより販売する、④Qualified Customerに対して相対で締結されるPPAにより直接販売する、との4つの選択肢を有します。

(2) 電力卸市場の整備

CENACE (National Energy Control Center) 4の管理の下、新たに電力卸市場が整備されます。発電事業者、小売供給事業者 (後述のBasic Supplier及びQualified Supplierの双方を含む)及びQualified Customerは、CREの許可を受け、CENACEと契約を締結することにより電力卸市場の参加者(売主又は買主)となることができます。電力卸市場の整備は、今年の秋以降、段階的に進められる予定です。

(3) 再生可能エネルギー発電の促進策

一定の規模以上の電力需要家(Qualified Customer)及び小売供給事業者は、その総消費電力量に占めるクリーンエネルギーの割合が一定割合以上であることを示すクリーンエナジー証明(Clean Energy Certificate: CRE が発行する)を保有することを義務付けられます。このクリーンエナジー証明は、売買の対象とすることが可能です。

これまでにも、CFE が募集した風力発電を中心とする再生可能エネルギー発電プログラムの入札募集等を通じて、複数の民間 参入案件が生まれていますが、今後、クリーンエナジー証明制度の取引ルールその他の運用の具体化や、地熱発電促進のため の立法措置を含め、再生可能エネルギー発電促進のための一層の制度的手当てが行われることが期待されています。

² CRE(Energy Regulatory Commission)は、発電事業の許可等の権限を有する独立した規制機関としての役割を担います。なお、エネルギー省(Ministry of Energy: SENER)は、電力事業及びそれに対する規制のあり方について立案・整備を行う役割を担います。

³ Qualified Customers とは、電力需要が一定の基準(当初は 3MW であり、段階的に 1MW に下がる予定)以上の需要家である。例えば、企業の工場、事業所等が含まれます。

⁴ CENACE は、従来 CFE の一部門であったが、Energy Reform により CFE から独立し、送配電の系統運用及び新設される電力卸 市場の運営を担う機関となります。

2. Energy Reform 後の小売供給事業

電力小売については、Energy Reform 後も一般家庭等の小規模需要家(Qualified Customer に該当しない需要家)への小売供給(Basic Supply)に関する規制は残っており、Basic Supply を行う事業者(Basic Supplier)は当面の間は CFE(の子会社)に限定され、かつ価格その他の供給条件についても連邦政府の規制を受けます。Basic Supply のための CFE による電力の調達は、入札手続きを経て行われなければなりません。このように、Energy Reform 後においても、2016 年 4 月に小規模需要家への小売供給も含めて全面自由化される予定の我が国の小売市場ほどの規制緩和は行われていません。

これに対し、Qualified Consumers に対する小売供給については自由化され、民間企業が CRE の許可を得て参入することが可能です。価格その他の供給条件についても特段の規制は存しません。Qualified Customer への供給のための小売供給事業者による電力の調達は、入札手続きを経て行われなければならないとの制約はなく、相対の PPA による調達で差し支えありません。

Qualified Customer は、電力卸市場を通じて、又は発電事業者若しくは小売供給事業者との PPA を通じて電力を購入することが可能です。このように、CFE 以外の民間事業者が小売事業に参入することにより、より安価な電源へのニーズが高まり、翻って競争力有る民間事業者の発電事業分野への参入の余地が高まることが期待されます。

3. 送配電の規制

送配電網の保有及び送配電サービスの提供は、従前通り CFE の役割です。もっとも、今後はオープンアクセスが義務づけられ、CFE 以外の発電事業者及び小売供給事業者を不合理に差別的に取り扱うことは禁止されます。

また、CFE の役割である送配電網の新規整備、運営及び既存ネットワークの維持について、民間企業に入札させ、その役割の一部を担わせることが可能となりました。この点で、送配電事業についても民間企業の事業機会が拡大することが期待さます。

4. まとめ

メキシコでは、電力事業への投資に関して、外資特有の規制は特段存しません。(なお、CFE への民間投資は、投資者が国内外のいずれであるかを問わず、原則として禁止されています。)

よって、Energy Reform により、発電事業を初めとする電力事業及び関連事業への日本企業の参入の余地が拡大することが期待されます。

発電事業及び Qualifies Customer への小売供給事業では民間企業の競争相手となる CFE の改革の進捗、卸電力市場の発展、再生可能エネルギー発電の促進策の拡大等の動向について、今後も注視が必要です。



まつだいら さだゆき 松 平 定之 2002 年弁護士登録。

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

s_matsudaira@jurists.co.jp

みずほ証券株式会社法務部及びニューヨークの Debevoise & Plimpton 法律事務所出向。日本企業による海外進出 案件(M&A 及び関連争訟を含む)、資源エネルギー案件などに取り組む。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスチームのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様に法律サービスの提供を行っております。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは〈http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html〉に掲載しておりますので、併せてご覧ください。